平成２６年（フ）第１８４号
金沢市浅野本町ニ124番地１　白寿園城北第二、従前の住所金沢市福久町へ57番地５
破産者　熊田　典一
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８８号
石川県白山市小川町518番地
破産者　南野　聡子
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
長野県塩尻市大門八番町６番15号
破産者　洞　　健一
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４０号
静岡県下田市落合305番地、開始決定時の住所静岡県下田市１丁目３番１号
破産者　石切山　博
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第４１４号
広島市南区似島町字家下5615番地１
破産者　冨士野キミエ
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
愛媛県松山市中央１丁目８番８号　緑風館中央401号
破産者　多田知重美
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１号
愛媛県四国中央市上柏町1341番地の１
破産者　鈴木伊佐男
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８２号
大分市敷戸北町17番２―302号
破産者　平早水孝行
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８３号
大分市敷戸北町17番２―302号
破産者　平早水八恵
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
鹿児島県鹿児島市城西１丁目23番２号
破産者　岩下　敏明
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
岩手県宮古市津軽石第10地割78番地３、開始決定時の住所埼玉県草加市栄町２―10―11シャルマン松原駅前208
破産者　女鹿　達矢
１　決定年月日　平成26年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
岩手県九戸郡九戸村大字長興寺第５地割１番地284
破産者　銚子　礼子
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第２４号
茨城県北茨城市大津町63番地
破産者　鈴木　信之
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２５号
茨城県北茨城市関南町神岡上825番地
破産者　鈴木　直樹
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６０２号
埼玉県戸田市喜沢１丁目52番地の５　レルシア戸田公園102号室
破産者　仲田　友和
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３号
千葉県松戸市小根本137番地の１　アルス松戸カームガーデン106号、開始決定時の住所千葉県銚子市野尻町274番地の１
破産者　池田　信枝
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７３号
千葉県大網白里市富田2045番地４
破産者　今関　　裕
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
千葉県大網白里市富田2045番地４
破産者　今関　禮子
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
破産者　河野　　浩
１　決定年月日　平成26年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係